

沖縄県立総合教育センター  
沖縄県教育情報ネットワーク利用規程

令和3年3月31日 所長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立総合教育センター（IT教育センター）に接続された学校の教育活動、児童・生徒の学習活動及び教職員の校務運営を支援するための沖縄県教育情報ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

(ネットワークの管理運用)

第2条 ネットワーク全体の管理運用は、県立総合教育センターが行い、管理運用規に定める。  
2 学校内のネットワーク管理運用は、各学校で行う。

(ネットワーク利用の基本的な考え方)

第3条 学校においてネットワークを利用するに当たっては、児童・生徒及び関係者の個人情報の保護を図るとともに、人権尊重の精神を基盤とした人間性豊かな子供の育成、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進、解る授業の実現、児童・生徒の情報活用能力の育成を図り、学校教育の活性化に寄与するよう努めるものとする。

(沖縄県教育情報ネットワークの利用資格)

第4条 沖縄県教育情報ネットワークを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 沖縄県教育委員会により県立学校に採用された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条1項に該当する職員（以下、県立学校教職員）
- (2) 県立学校にて勤務する職員のうち、当該県立学校の学校長が接続を認めた者
- (3) 県立学校に在籍する児童・生徒で、教職員の監督の下にある者
- (4) その他、県立総合教育センター所長が利用を認めた者

(学校長による情報の管理)

第5条 次の事項については、接続校の学校長がこれを管理する。

- (1) 学校内及び児童・生徒に付与されているアカウントIDやパスワードの管理
- (2) 学校Webページ・学校代表アカウント等、学校から発信する情報の内容についての管理

(学校内運用組織の充実)

第6条 各学校においては、教育用ネットワーク管理委員会を組織し、ネットワーク利用に関する研究の推進や運用を行うものとする。

(アカウントの利用について)

第7条 アカウントの付与については管理運用規程にて定める。

- 2 アカウントの利用については、本規程及び「沖縄県教育情報ネットワーク管理運用規程」「沖縄県立学校情報セキュリティ対策基準」を遵守すること。

(アカウントのパスワードについて)

第8条 アカウント及びパスワードについては、本規程第18条を遵守し、各自で責任をもって管理する。

(学校Webページについて)

第9条 Webページエリアを配布する学校及び団体は管理運用規程にて定める。

第10条 学校Webページの作成・発信については、本規程を遵守し、最新の情報の更新に努めること。

- 第11条 学校Webページから他機関等にリンクする場合は、学校または公的教育機関、教育上必要なWebページとし内容について十分検討すること。
- 第12条 学校Webページは、他の教育機関による教育目的のための編集または加工の可否等、その旨の条件等を明記するものとする。
- 第13条 学校において情報を発信する公的なWebページ（以下「学校Webページ」）の開設場所は、県立総合教育センターが管理するサーバに開設するものとし、民間プロバイダ等外部機関には開設しない。ただし、SNS等については第15条に従うものとする。
- 第14条 教職員及び児童・生徒は、個人または私的組織として開設しているWebページ上では、公的なWebページと誤解されるような文言・記述を行ってはならない。同様に公的なWebページと誤解されるWebページを作成・開設してはならない。

（ソーシャルネットワークサービス及び動画共有サービスへのデータ配信）

- 第15条 県立学校における、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という）及び、動画共有サービス等の利用については次の各号に定める。
- (1) 各学校は学校が管理するアカウントを利用して、外部サービス上に学校の公式SNSページを開設及び動画共有サービス等へのデータ配信をすることができる。開設及び配信については、管理運用規程を遵守すること。
  - (2) 公式SNSページ及び動画共有サービスの管理については、学校長の責任の元に責任者を明示して行うこと。
  - (3) 公式SNSページ及び動画共有サービスについては、パスワードや認証のためのコード等の認証情報を適切に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を行うこと。
  - (4) 公式SNSページ及び動画共有サービスについては、個人情報保護について最大限の注意を払うと同時に、教職員及び生徒同士のみが知り得る状態を確保する必要がある情報を配信しないこと。
  - (5) 公式SNSページ及び動画共有サービスについては、サービスの終了・停止に備えて、情報のバックアップやスムーズなサービス移行ができるよう適切な準備をすること。
  - (6) 学校が作成し学校教育に有益な動画等について、「沖縄県教育委員会 教育支援ビデオOPEN EVチャンネル」へデータを送信し公開することができる。「沖縄県教育委員会 教育支援ビデオ」に関する規程は別に定める。

（ネットワーク情報セキュリティの保持）

- 第16条 ネットワークを利用するに当たっては、次の事項に従い、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとする。
- (1) ネットワークに接続するコンピュータでは、機器によるトラブルや、外部からの違法な侵入によるシステムやデータ破壊に対応するためデータのバックアップに努めること。
  - (2) コンピュータシステムに何らかの障害を及ぼす目的で作られたプログラム(コンピュータウイルス等)による障害の予防に努めるとともに、接続する全てのコンピュータは、ウイルス対策ソフト等によるウイルス対策を行うこと。
  - (3) ネットワークセキュリティの確保に努めること。

（児童・生徒への指導の徹底）

- 第17条 ネットワークを利用する場合には、人権、著作権への配慮、及び知的所有権を侵害しない等、ネットワーク利用における情報モラルの育成に努めるものとする。
- 2 児童・生徒が外部に情報を発信するデータは教職員の指導の下に作成する。特に学校Webページに掲載する場合は学校長の許可を得て行うこと。
  - 3 教育上有害な情報の取り扱いなどの指導を徹底すること。

（利用者の禁止事項）

- 第18条 ネットワークを利用した通信において、次の行為を行ってはならない。

- (1) 人権の侵害、個人情報の漏洩、誹謗中傷する行為
- (2) 他者の名誉・信用を傷つける行為、及びプライバシーを侵害する行為
- (3) 著作権等の知的財産権及び肖像権を侵害する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 虚偽の情報を発信する行為
- (6) 営利目的の行為、及び法令に違反する行為
- (7) ネットワーク機器及び各種サービスへのアカウント（ログインID・パスワード）、設定条件等を第三者へ開示・譲渡、貸与・共用する行為
- (8) ネットワーク機器及び各種サービスのパスワードを他のインターネットサービスで使用する行為（使い回し）
- (9) ネットワーク通信を阻害する行為
- (10) ネットワーク全体を脅かす恐れのあるアプリケーションソフトのインストール及びそれらを利用する行為
- (11) ネットワーク運用に支障を来す恐れのあるサイトへアクセスする行為
- (12) ネットワークのコンテンツフィルタリングを回避する行為
- (13) 指定のウイルス対策ソフトウェアがインストールされていない等、セキュリティ対策が講じられていない端末を接続する行為
- (14) 県立総合教育センターが定めたセグメント・接続する機器以外の機器を接続する行為
- (15) 県立総合教育センターの許可なく、指定する機種以外のアクセスポイントを設置又は無線通信が可能となる環境を構築し、ネットワークに接続する行為
- (16) 無線情報端末に設けられた制限を解除し、設置者や管理責任者の意図しない状態でネットワークに接続する行為
- (17) 受信したメールを自動的に他のアカウントへ転送する行為（自動転送設定）  
※ただし、学校代表用アカウント（school）についてはこの限りではない
- (18) ポータブルメールソフト等をUSBメモリ等持ち運び容易な記録媒体上で動作させる行為
- (19) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク運用に支障を来す恐れのある行為

（Webページにおける個人情報の保護）

第19条 Web ページ等を利用し個人情報を含む内容を発信する場合には、沖縄県個人情報保護条例を遵守するとともに、次の事項を遵守すること。

- (1) 児童・生徒の個人情報については、本人及び保護者の同意に基づき、学校長の許可を得て発信すること。
- (2) 児童・生徒の個人情報を発信した後に本人及び保護者から情報の修正に関わる申し出があった場合は、速やかにこれに対応しなければならない。
- (3) 教職員等の個人情報については、本人の同意に基づき、学校長の許可を得て発信すること。
- (4) 教職員が自己の研究成果等を私的なWebページにおいて発表する場合には、職務または、職務上の地位等に関連して、直接または間接的に知り得た児童・生徒に関する個人情報及びこれに類する事項を掲載してはならない。

（ネットワークの利用停止）

第20条 第1条の趣旨、第18条及び第19条の規定に反する行為があった場合は、事前に予告することなく、当該校のネットワークの利用停止及びWebページの内容の一部を削除することができる。

（クラウドサービスの利用）

第21条 県立総合教育センター提供するアカウントで利用できるクラウドサービスについては、次の事項に定めるものとする。

- (1) 学校で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要するもの、漏洩・改ざん・破損により学校関係者の権利が侵害される又は業務遂行に支障がでる情報資産についてはクラウド上のデータ保存エリア（以下、クラウドストレージ）へ保存してはならない。
- (2) クラウドストレージに保存されたデータを共有する場合は必要最小限の人数で行うこと。その際、取り扱うデータも必要最小限とすること。
- (3) クラウドストレージの利用にあたっては、本規程、「沖縄県教育情報ネットワーク管理運用規程」及び「沖縄県立学校情報セキュリティ対策基準」を遵守すること。
- (4) クラウド上で利用できる授業支援等のシステム（以下、クラウドシステム）については、提供するサービスの運用規程を理解した上で適切に利用すること。
- (5) クラウドストレージ及びクラウドシステムに保存するデータについては、ハッキング等で漏洩した場合の利用者責任を認識した上で、パスワード及び二段階認証等の管理を確実にすることにより、情報漏洩防止に務めること。
- (6) クラウドサービスの利用にあたっては、離席等により利用者の管理外にある場合は、画面ロックをかけるなど適切な対応を行い、情報漏洩防止に務めること。
- (7) クラウドサービスのセキュリティ強化のため行われる措置については、県立総合教育センターの指示に従い、速やかに対応すること。
- (8) 利用者は、県立総合教育センターとクラウド事業者における「個人情報の適切な管理に関する確認事項」※を確認すること。

（クラウドサービスにおける個人情報の取り扱いについて）

第22条 県立総合教育センター提供するアカウントで利用できるクラウドサービスに、保有個人情報を保存する場合は、対象者全てに対して「個人情報の取り扱いに関する同意書」※を取得しなければならない。

- 2 クラウドサービスを利用し、同意書に定められた範囲を超えて個人情報を提供・共有してはならない。

附 則

（経過措置）

第22条については、沖縄県個人情報保護審議会にて、「対象クラウドの活用に係る電子計算機の結合」が認められた場合、一部変更・削除する。

（施行期日）

この運用規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（各規程の廃止）

「沖縄県立総合教育センター IT教育センターネットワーク利用に関する規程（平成14年施行）」は廃止する。

※様式は管理運用規程を参照